

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2003-164591(P2003-164591A)

【公開日】平成15年6月10日(2003.6.10)

【出願番号】特願2001-368180(P2001-368180)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月30日(2004.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体の挙動に起因して識別情報を変動表示可能な可変表示装置と、

前記遊技媒体の挙動に起因して抽選を行い、その結果に基づいて所定の利益を伴う特別遊技状態を導出するか否かを判定する判定手段と

を備え、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定された場合には、可変表示装置において前記識別情報を特定の態様にて確定表示せしめ、前記特別遊技状態を導出するように構成されるとともに、

前記特定の態様の種類により前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、少なくとも通常モードとそれよりも価値の高い特別モードとの間で切換可能に構成された遊技機であって、

所定条件が成立する限り、前記特別モード期間中には、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定された場合であっても、前記可変表示装置において前記識別情報を特定の態様にて確定表示することをひかえて、前記所定の利益がためられるようになるとともに、前記期間終了に際して前記ためられた所定の利益分を加味した特別遊技状態を導出可能とし、さらに、前記利益がためられる場合には特有の態様の表示を行うようにしたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記遊技モードが特別モードから通常モードへと切り換えられる条件が成立しない限りは前記所定条件が成立するようにしたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定され、前記遊技モードが特別モードから通常モードへと切り換えられる条件が成立した場合には、前記所定条件不成立として、前記ためられた所定の利益分を加味した特別遊技状態を導出するようにしたことを特徴とする請求項1又は2のいずれかに記載の遊技機。

【請求項4】

遊技媒体の挙動に起因して識別情報を変動表示可能な可変表示装置と、

前記遊技媒体の挙動に起因して抽選を行い、その結果に基づいて所定の利益を伴う特別遊技状態を導出するか否かを判定する判定手段と

を備え、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定された場合には、可変表示装置において前記識別情報を第1の特定の態様又は第2の特定の態様にて確定表示せしめ、前記特別遊技状態を導出するように構成されるとともに、

前記第1の特定の態様にて確定表示された場合には、前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、通常モードに設定し、前記第2の特定の態様にて確定表示された場合には、前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、前記通常モードよりも価値の高い特別モードに設定するよう構成された遊技機であって、

前記特別モード期間中には、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定された場合であっても、前記可変表示装置において前記識別情報を前記第2の特定の態様にて確定表示することをひかえて、前記所定の利益がためられるようにするとともに、前記期間終了に際して前記ためられた所定の利益分を加味した特別遊技状態を導出可能とし、さらに、前記利益がためられる場合には特有の態様の表示を行うようにしたことを特徴とする遊技機。

【請求項5】

遊技媒体の挙動に起因して識別情報を変動表示可能な可変表示装置と、

前記遊技媒体の挙動に起因して抽選を行い、その結果に基づいて所定の利益を伴う特別遊技状態を導出するか否かを判定する判定手段と

を備え、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定された場合には、可変表示装置において前記識別情報を別途選択決定された第1の特定の態様又は第2の特定の態様にて確定表示せしめ、前記特別遊技状態を導出するように構成されるとともに、

前記第1の特定の態様にて確定表示された場合には、前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、通常モードに設定し、前記第2の特定の態様にて確定表示された場合には、前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、前記通常モードよりも価値の高い特別モードに設定するよう構成された遊技機であって、

前記特別モード期間中に、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定された場合であっても、前記選択決定された特定の態様が第2の特定の態様である場合には、前記可変表示装置において前記識別情報を前記第2の特定の態様にて確定表示することをひかえて、前記所定の利益がためられるようにするとともに、前記判定手段にて前記特別遊技状態を導出することが判定され、前記選択決定された特定の態様が第1の特定の態様である場合に、前記ためられた所定の利益分を加味した特別遊技状態を導出可能とし、さらに、前記利益がためられる場合には特有の態様の表示を行うようにしたことを特徴とする遊技機。

【請求項6】

前記特有の態様の表示は、識別情報が特定の態様以外の特殊態様で確定表示されることで行われるようにしたことを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の遊技機。

【請求項7】

前記特殊態様は、前記特定の態様以外の態様として、通常導出されうるものであることを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載の遊技機。